

## 呉市販路拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の製品又は技術の高付加価値化、市場開拓又は販路拡大を支援し、本市の中小企業の経営基盤の強化に資するため、国内外で開催される見本市、展示会等（以下「見本市等」という。）へ出展する者に対し、予算の範囲内において呉市販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内で開催される見本市等（次に掲げる条件の全てを満たすものに限る。）へ、自らの製品又は技術を出展する事業（以下「国内販路拡大支援事業」という。）
  - ア 販売を主な目的としないもの
  - イ 他者が主催するもの
- (2) 国外で開催される見本市等（他者が主催するものに限る。）へ、自らの製品又は技術を出展する事業（以下「国外販路拡大支援事業」という。）

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項の表に掲げる中小企業者
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有し、市内で引き続き1年以上その事業を営む者
- (3) 同一年度内に補助金の交付決定を受けていない者
- (4) 過去2か年度において、連続して補助金の交付決定を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (7) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) 国内販路拡大支援事業

- ア 出展料, 小間料等の名目で主催者が一般的に徴収する経費
- イ 会場の装飾費, 工事費, 備品類の使用料, 光熱水費等会場の設営に要する経費
- ウ 広告宣伝費
- エ 出展物及び付随品の搬送費

(2) 国外販路拡大支援事業

- ア 前号アからエまでに掲げる経費
- イ 宿泊費及び航空賃。ただし、宿泊費は1人につき1泊1万円, 航空賃はエコノミークラスの利用料金を限度とする。
- ウ 通訳者, 翻訳者等に対する謝金に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 国内販路拡大支援事業 20万円
- (2) 国外販路拡大支援事業 30万円

2 国, 地方公共団体その他の団体等から別に助成措置を受けたときは、補助対象経費から当該助成措置の額を控除する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、見本市等の開催初日の概ね1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 見本市等の開催要領
- (3) 見本市等への出展申込書の写し
- (4) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては住民票）の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 市税の滞納のない証明書の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めたとき

は呉市販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは呉市販路拡大支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

#### （計画の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更をする場合は、呉市販路拡大支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を提出して、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

#### （変更の決定）

第9条 市長は、前条の規定により呉市販路拡大支援事業補助金計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査の上、適当と認めたときは呉市販路拡大支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないと認めたときは呉市販路拡大支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者には通知するものとする。

#### （実績の報告）

第10条 補助事業者は、見本市等が完了した日から40日を経過する日までに、呉市販路拡大支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 見本市等の出展の様子を証明する写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書の内容について、補助事業者に対し、実地に調査することができる。

#### （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、呉市販路拡大支援事業補助金額確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者には通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書に基づき、呉市販路拡大支援事業補助金交付請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、呉市販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。